

令和4年3月臨時（第2回）

四万十町教育委員会

会議資料

日 時： 令和4年3月22日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 承認第1号 専決処分の承認について
- ② 議案第1号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ③ 議案第2号 指定校区外就学申請の取り扱いについて
- ④ 議案第3号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の改正について
- ⑤ 議案第4号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程の廃止について
- ⑥ 議案第5号 四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について
- ⑦ 議案第6号 令和4年度教育行政方針について
- ⑧ 議案第7号 教育委員の辞職について
- ⑨ 議案第8号 令和4年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について

5 協議事項

- ① 四万十町立学校管理運営規則の改正について
- ② 四万十町教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を学校長等に事務委任する規程の改正について

6 報告事項

- ① スクールガード・リーダーについて

7 その他

- ① 教育委員会関係施設整備計画について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 佐々倉 愛、 岡 澄子
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 岡 英祐、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年四万十町教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和4年3月22日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則 (平成18年教育委員会規則第4号) 【抜粋】

(委任)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第25条第1項の規定に基づき、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第26条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第29条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第3条 教育長は、緊急の場合には、第1条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第4条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第1条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

（区域外就学等）

第9条 児童生徒等とその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

2 市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が定める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条第1項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、第2条に規定する基準に該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

2 教育委員会は、前項の規定による承認又は承諾をしたときは、当該保護者及び学校長に対し、校区外就学・区域外就学通知書(様式第2号)により通知するものとする。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（原則6か月以内）
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（年度ごとの申請が必要）
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで（年度ごとの申請が必要）
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	中学校のみ卒業まで（年度ごとの申請が必要）
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

参 考

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

議案第3号

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の改正について

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和4年3月22日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年四万十町教育長告示第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を図ることを」を「に資することを」に改める。

第2条第1項中「又は保護者に代わる者（以下これらの者を「保護者等」という。）」を「（現に当該児童等を養育していることを当該学校長が認める者を含む。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「保護者等」を「保護者」に改める。

第3条中「教育長が別に定める。」を「別表のとおりとする。」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新型コロナウイルス感染症への対策として、四万十町立小学校又は中学校を臨時休業した場合については、当該臨時休業期間中に提供しなかった給食費に相当する額を別表に規定する給食費の実費とみなして援助費を支給することができる。

第4条第1項を次のように改める。

援助費の支給を受けようとする保護者は、毎年度、別記第1号様式による申請書により、当該児童等が就学する学校長を経由して教育長に申請しなければならない。ただし、複数の児童等がいる世帯の場合は、最年少の児童等が就学する学校長に提出された申請書をもって、その世帯の全ての児童等の申請がなされたものとみなす。第4条に次の1項を加える。

3 第1項の申請書を受理した学校長は、別記第2号様式に申請者の状況を取りまとめて教育長へ提出するものとする。

第5条第1項中「認定」を「援助費の受給資格の認定（以下単に「認定」という。）」

に改め、同条第2項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、「保護者等」を「保護者」に改め、同条第3項中「認定を行う日」を「認定における認定日」に改め、「(年度途中の申請にあっては、原則として申請書を受理した月の初日)」を削り、「本町に転入し、かつ、四万十町立小学校又は中学校に転入学した者の保護者等の申請については、転入学した日に認定を行うものとする。」を「年度途中の申請にあっては、原則として申請書を受理した月の初日とする。」に改める。

第6条に次の1項を加える。

3 前項の医療費の請求は、別記第3号様式又は別記第4号様式によるものとする。

第7条第2号中「開始又は廃止」を「開始、停止又は廃止」に改め、同条第3号中「申請書の記載内容」を「の申請内容」に改める。

第8条中「受給資格としての」を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

小学校

費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	11,420円	年2回（5月、10月）
通学用品費（第1学年を除く。）	—	2,230円	年2回（5月、10月）
新入学児童生徒学用品費等	—	40,600円	年1回（5月）
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
医療費	—	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日

中学校

費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	22,320円	年2回（5月、10月）
通学用品費（第1学年を除く。）	—	2,230円	年2回（5月、10月）
新入学児童生徒学用品費等	—	47,400円	年1回（5月）
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
医療費	—	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日

備考

- 1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、この要綱に基づく援助費は支給しない。
- 2 年度途中で認定を行った場合、学用品費及び通学用品費については、認定を行った月を基準に月割りで随時支給する。
- 3 新入学児童生徒学用品費等については、支給時期を5月とあるのは前年度の3月と読み替えて支給することができる。

別表の次に次の様式を加える。

別記第1号様式（第4条関係）

令和 年度 就学援助認定申請書（世帯票）

区分	要保護・準要保護	新規・継続
----	----------	-------

※申請者は太線の枠内のみ記入してください。

【誓約・同意事項】										
1. 申請に伴い認定された場合の四万十町からの援助費については下記の口座へ振込みを依頼します。 2. 認定事項（住民基本台帳・税務・年金・児童扶養手当）については、関係機関の調査に同意します。 3. 必要により学校長又は学校教育課長を受取代理人とします。 4. 学校納付金を滞納した場合は、受領代理人口座（学校口座）へ振り込んでいただき、就学援助の対象項目の滞納等の清算をすることを承諾します。 5. 就学援助費の過剰受領等の場合は、教育委員会の指示に従って返納します。										
四万十町教育長 様										
私は、上記について承諾し、次のとおり令和 年度就学援助費の申請をします。										
令和 年 月 日										
申請者(保護者) 住所 四万十町										
申請者(保護者) ふりがな										
氏名 印										
令和 年 1月 1日			現在 の 住所			連絡先		電話（自宅）		
								—		
								—		
世帯の状況（児童・生徒も含む全員）	○印	氏名	続柄	生年月日	年齢	学年	職業	備考		
				大・平 昭・令	年 月 日		学校 年			
				大・平 昭・令	年 月 日		学校 年			
				大・平 昭・令	年 月 日		学校 年			
				大・平 昭・令	年 月 日		学校 年			
				大・平 昭・令	年 月 日		学校 年			
				大・平 昭・令	年 月 日		学校 年			
				大・平 昭・令	年 月 日		学校 年			
申請理由（由）	該当するいずれかに必ず○をつけてください。					※1～7以外に該当する人は申請の理由を詳しくお書きください。				
	1 生活保護法による保護の受給・停止・廃止					_____				
	2 市町村民税の非課税または減免 個人事業税・固定資産税の減免					_____				
	3 国民年金保険料の免除					_____				
	4 国民健康保険税の減免または徴収猶予					_____				
	5 児童扶養手当の支給（児童手当とは異なります）					_____				
	6 生活福祉資金貸付制度による貸付					_____				
7 経済的な理由により援助を要する状況 （世帯の需要額が保護世帯基準の1.3以内）					_____					
金融機関名	支店名	預金種別	口座番号			口座名義人（必ず申請者であること）				
	支店 本所 支所	普通							フリガナ	

※申請理由の1から7以外で、就学援助を必要とする場合に記入

就学援助を必要と（ 認めます 認めません ）	就学援助を必要と（ 認めます 認めません ）
年 月 日	年 月 日
_____ 学校長 印	_____ 民生委員氏名 印

別記第3号様式（歯科）（第6条関係）

医 療 券

※	要保護	準要保護	認定番号		歯 科
教 育 委員会名	四万十町教育委員会 ㊟			学 校 名	
				校 長 氏 名	㊟

※学校保健法医療券	交 付 第 号		交 付 年 月 日		この券の有効期間 年 月 日まで		
	受 療 者	氏 名		生 年 月 日		年 月 日	
		学 校 名		学 校 所 在 地		四万十町	
	病 名			備 考			
	診 療 見 込 数	学校医名		㊟ 連絡先 TEL			
		適 要					
診総点数					点	円	

診 療 報 酬 請 求 明 細 書		実施歯数	合計点数	初 診 年 月 日									
	初 診 料	歯	点	診療実日数									
	ア 充 料	歯	点	転 帰 治 療 繰 越									
	処 置 料	歯	点	所要医療費総額 円									
	銀合金インレー	歯	点	内 訳	社会保険負担（〇印をつけて下さい）								
					健、国、日、共その他 円								
	抜 歯 料	歯	点		地方公共団体負担 円								
	そ の 他		点										
	計	歯	点	支 払 法	振込先	農協	所 普・当						
				方 法	銀行	支店	No.						
<p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">一 金</p> <table style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold;">円也請求します</p>													
<p>ただし 上記診療報酬（地方公共団体負担分）として</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>医療機関所在地</p> <p>医療機関名</p> <p>院（所）長名 ㊟</p> <p style="text-align: right; font-size: 1.5em;">殿</p>													

(注) ※は学校で記入します。

別記第4号様式（医科）（第6条関係）

医 療 券

※	要保護	準要保護	認定番号		医 科
教 育 委 員 会 名	四 万 十 町 教 育 委 員 会 ⑩			学 校 名	
				校 長 氏 名	⑩

※学校保健法医療券	交 付 第 号	交 付 年 月 日	この券の有効期間 年 月 日まで			
	受 療 者	氏 名	生 年 月 日		年 月 日	
		学 校 名	学 校 所 在 地		四万十町	
	病 名		備 考			
	診 療 点	学校医名 ⑩ 連絡先 TEL				
診 療 見 込 数	適 要					
	診 療 点 数		点		円	

診 療 報 酬 請 求 明 細 書	初 診	診 療 実 日 数	転 帰		
	年 月 日	日	治 療	繰 越	中 止
	初 診 の 内 容				
	初 診 又 は 再 診 料				
	薬 治 料		日 分	点	
			"	"	
			"	"	
			"	"	
	注 射 料		回	点	
			"	"	
	処 置 料		回	点	
			"	"	
	手 術 料		回	点	
			"	"	
	其 他			点	
請 求 総 点 数				円	支 払 方 法
請 求 内 容	社会保険負担（○をつけて下さい）			振 込 先	
	健、国、日、共、その他			農 協 所	
				銀 行 支 店	
細 書	地方公共団体負担金			円 普・当No. _____	
<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">一 金 円 請 求 し ま す</p> <p style="margin: 0;">ただし 上記診療報酬（地方公共団体負担分）として</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">医療機関所在地</p> <p style="margin: 0;">医 療 機 関 名</p> <p style="margin: 0;">院（所）長名 ⑩</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">殿</p>					

（注）※は学校で記入します。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和4年3月1日から適用する。

【改正の理由】

今回の改正については、新入学児童生徒学用品費等を3月に支給するようにしたことにより、新1年生分（3月1日認定）、在校生分（4月1日認定）を小中学校ごとに、1家庭最大4枚の申請書の提出が必要となったため、保護者及び事務職員の負担軽減のため、1家庭1枚の申請書で済むようにするものです。

同時に、別に定めている取扱規程を要綱に集約しました。

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示新旧対照表

【改正後】 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱	【改正前】 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱に係る取扱規程
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な経費（以下「援助費」という。）を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 援助費の支給を受けることができる者は、国公立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒（就学を予定する児童又は生徒を含む。以下これらの者を「児童等」という。）の保護者（<u>現に当該児童等を養育していることを当該学校長が認める者を含む。以下同じ。</u>）であって、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている者（以下「要保護者」という。）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者（以下「準要保護者」という。）</p> <p>ア 当該年度又は前年度において生活保護法</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な経費（以下「援助費」という。）を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 援助費の支給を受けることができる者は、国公立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒（就学を予定する児童又は生徒を含む。以下これらの者を「児童等」という。）の保護者又は保護者に代わる者（以下これらの者を「保護者等」という。）であって、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている者（以下「要保護者」という。）</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する者（以下「準要保護者」という。）</p> <p>ア 当該年度又は前年度において生活保護法</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年教育長告示第3号。以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 要綱第2条の保護者に代わる者とは、実際に当該児童生徒を養育していることを当該学校長が認めた者とする。</p>

【改正後】 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱	【改正前】 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱に係る取扱規程
<p>に定める教育扶助の廃止又は停止の措置を受けた者</p> <p>イ 当該年度又は前年度において地方税法（昭和25年法律第226号）に定める次のいずれかの措置を受けた者</p> <p>（ア） 同法第295条第1項の規定による市町村民税の非課税</p> <p>（イ） 同法第323条の規定による町民税の減免</p> <p>（ウ） 同法第72条の62の規定による個人の事業税の減免</p> <p>（エ） 同法第367条の規定による固定資産税の減免</p> <p>ウ 当該年度又は前年度において国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金の保険料の減免措置を受けた者</p> <p>エ 当該年度又は前年度において国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収猶予の措置を受けた者</p> <p>オ 当該年度又は前年度において児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給を受けた者</p> <p>カ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた者</p>	<p>に定める教育扶助の廃止又は停止の措置を受けた者</p> <p>イ 当該年度又は前年度において地方税法（昭和25年法律第226号）に定める次のいずれかの措置を受けた者</p> <p>（ア） 同法第295条第1項の規定による市町村民税の非課税</p> <p>（イ） 同法第323条の規定による町民税の減免</p> <p>（ウ） 同法第72条の62の規定による個人の事業税の減免</p> <p>（エ） 同法第367条の規定による固定資産税の減免</p> <p>ウ 当該年度又は前年度において国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金の保険料の減免措置を受けた者</p> <p>エ 当該年度又は前年度において国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収猶予の措置を受けた者</p> <p>オ 当該年度又は前年度において児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給を受けた者</p> <p>カ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた者</p>	

【改正後】 支給要綱	【改正前】 支給要綱	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱に係る取扱規程
<p>四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費</p> <p>支給要綱</p> <p>キ 世帯全員の所得（当該年度又は前年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった所得をいう。）の合計額を需要額（特別支援教育就学奨励費の算定に用いる需要額をいう。）で除した数が1.3以下の者</p> <p>ク その他就学援助を必要とする者で、教育委員会が当該学校長及び民生委員の意見を聴いて認める者</p> <p>2 第5条の規定による受給資格の認定後、<u>保護者</u>が本町から転出した場合であっても、引き続き当該児童等が四万十町立小学校又は中学校に就学しているときは、<u>保護者</u>が転出した年度内に限り、援助費の支給を受けることができる。ただし、転出先の市町村と重複しての受給はできないものとする。</p> <p>(援助費)</p> <p>第3条 援助費の費目及び支給額は、<u>別表のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>新型コロナウイルス感染症への対策として、四万十町立小学校又は中学校を臨時休業した場合については、当該臨時休業期間中に提供しなかつた給食費に相当する額を別表に規定する給食費の実費とみなして援助費を支給することができる。</u></p> <p>(申請)</p>	<p>四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費</p> <p>支給要綱</p> <p>キ 世帯全員の所得（当該年度又は前年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった所得をいう。）の合計額を需要額（特別支援教育就学奨励費の算定に用いる需要額をいう。）で除した数が1.3以下の者</p> <p>ク その他就学援助を必要とする者で、教育委員会が当該学校長及び民生委員の意見を聴いて認める者</p> <p>2 第5条の規定による受給資格の認定後、<u>保護者等</u>が本町から転出した場合であっても、引き続き当該児童等が四万十町立小学校又は中学校に就学しているときは、<u>保護者等</u>が転出した年度内に限り、援助費の支給を受けることができる。ただし、転出先の市町村と重複しての受給はできないものとする。</p> <p>(援助費)</p> <p>第3条 援助費の費目及び支給額は、<u>教育長が別に定める。</u></p> <p>(申請)</p>	<p>四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費</p> <p>支給要綱に係る取扱規程</p> <p>(援助費)</p> <p>第3条 要綱第3条の教育長が別に定める額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症への対策として、四万十町立小学校又は中学校を臨時休業した場合については、当該臨時休業期間中に提供しなかつた給食費に相当する額を別表に規定する給食費の実費とみなして援助費を支給することができる。</p> <p>(申請書)</p>

【改正後】 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱	【改正前】 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱	四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱に係る取扱規程
<p>第4条 援助費の支給を受けようとする保護者は、<u>毎年度、別記第1号様式による申請書により、当該児童等が就学する学校長を經由して教育長に申請しなければならない。ただし、複数の児童等がある世帯の場合は、最年少の児童等が就学する学校長に提出された申請書をもって、その世帯の全ての児童等の申請がなされたものとみなす。</u></p> <p>2 前項の申請書には、児童等と生計を一にする世帯全員の前年の所得額が確認できる資料その他認定に必要な書類を添付しなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の申請書を受理した学校長は、別記第2号様式に申請者の状況を取りまとめ教育長へ提出するものとする。</u></p> <p>(認定)</p> <p>第5条 教育長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査その他必要に応じた調査により<u>援助費の受給資格の認定（以下単に「認定」という。）</u>を行い、その結果を当該学校長に通知する。</p> <p>2 前項の通知を受けた学校長は、<u>速やかに保護者等に通知するものとする。</u></p> <p>3 第1項の<u>認定における認定日</u>は、当該年度の4月1日とする。ただし、<u>年度途中の申請にあつては、原則として申請書を受理した月の初日とする。</u></p>	<p>第4条 援助費の支給を受けようとする保護者等は、<u>毎年度、就学援助費申請書に必要事項を記入し、当該児童等が就学する学校長（未就学の児童等にあつては、就学予定の学校長）を經由して教育長に提出し、援助費の受給資格の認定（以下単に「認定」という。）を受けなければならない。</u></p> <p>2 前項の申請書には、児童等と生計を一にする世帯全員の前年の所得額が確認できる資料その他認定に必要な書類を添付しなければならない。</p> <p>(認定)</p> <p>第5条 教育長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査その他必要に応じた調査により<u>認定</u>を行い、その結果を当該学校長に通知する。</p> <p>2 前項の通知を受けた学校長は、<u>すみやかに保護者等に通知するものとする。</u></p> <p>3 第1項の<u>認定を行う日</u>は、当該年度の4月1日（<u>年度途中の申請にあつては、原則として申請書を受理した月の初日</u>）とする。ただし、<u>本町に転入し、かつ、四万十町立小学校又は中学校に転入</u></p>	<p>第4条 要綱第4条の就学援助費申請書は、別記第1号様式によるものとする。</p> <p>2 要綱第4条の申請書を受理した学校長は、別記第2号様式に申請者の状況を取りまとめ教育長へ申請するものとする。</p>

<p>【改正後】 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱</p>	<p>【改正前】 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱</p>	<p>四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱に係る取扱規程</p>
<p>4 前項の規定にかかわらず、就学予定の児童等に 係る認定は、就学前の3月1日に行うことができ る。 (援助費の支給方法) 第6条 援助費は、前条第1項の規定による認定を 受けた者(以下「受給者」という。)が指定する 金融機関の口座(医療費にあつては、医療機関か らの請求に基づき医療機関が指定する口座)に振 り込むものとする。 2 前項の規定にかかわらず、請求、受領、精算及 び返納について受給者の委任を受けた場合は、学 校長又は教育委員会事務局学校教育課長に支給 することができる。 3 前項の医療費の請求は、別記第3号様式又は別 記第4号様式によるものとする。</p> <p>(状況変更等の届出) 第7条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する ときは、遅滞なく教育長に届け出なければなら ない。 (1) 保護者の住所又は氏名に変更があつたと き。 (2) 生活保護法による保護の開始、停止又は廢 止があつたとき。</p>	<p>学した者の保護者等の申請については、転入学し た日に認定を行うものとする。 4 前項の規定にかかわらず、就学予定の児童等に 係る認定は、就学前の3月1日に行うことができ る。 (援助費の支給方法) 第6条 援助費は、前条第1項の規定による認定を 受けた者(以下「受給者」という。)が指定する 金融機関の口座(医療費にあつては、医療機関か らの請求に基づき医療機関が指定する口座)に振 り込むものとする。 2 前項の規定にかかわらず、請求、受領、精算及 び返納について受給者の委任を受けた場合は、学 校長又は教育委員会事務局学校教育課長に支給 することができる。 (状況変更等の届出) 第7条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する ときは、遅滞なく教育長に届け出なければなら ない。 (1) 保護者の住所又は氏名に変更があつたと き。 (2) 生活保護法による保護の開始又は廢止が あつたとき。</p>	<p>(援助費の支給方法) 第5条 要綱第6条第2項の医療費の請求は、別記 第3号様式又は別記第4号様式によるものとす る。</p>

<p>【改正後】</p> <p>四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱</p>	<p>【改正前】</p> <p>四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱</p>	<p>四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費 支給要綱に係る取扱規程</p>
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、就学援助費の申請内容に変更があったとき。 (認定の取消し)</p> <p>第8条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消し、又は援助費の支給の全部若しくは一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 当該認定の要件を欠いたとき。</p> <p>(2) 不正の手段により援助費の支給を受けたとき。</p> <p>(援助費の返還)</p> <p>第9条 教育長は、受給者が援助費の支給を受けた後において、前条の規定により援助費の支給を取り消したとき又は当該児童等の長期欠席、行事不参加等により援助費を使用しなかったときは、当該援助費を返還させることができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、就学援助費申請書の記載内容に変更があったとき。 (認定の取消し)</p> <p>第8条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>受給資格としての認定</u>を取り消し、又は援助費の支給の全部若しくは一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 当該認定の要件を欠いたとき。</p> <p>(2) 不正の手段により援助費の支給を受けたとき。</p> <p>(援助費の返還)</p> <p>第9条 教育長は、受給者が援助費の支給を受けた後において、前条の規定により援助費の支給を取り消したとき又は当該児童等の長期欠席、行事不参加等により援助費を使用しなかったときは、当該援助費を返還させることができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第6条 この規程に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p>

【改正後】
四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費
支給要綱

別表（第3条関係）

小学校

費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	11,420円	年2回（5月、10月）
通学用品費（第1学年を除く。）	—	2,230円	年2回（5月、10月）
新入学児童生徒学用品費等	—	40,600円	年1回（5月）
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
医療費	—	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日

中学校

費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	22,320円	年2回（5月、10月）
通学用品費（第1学年を除く。）	—	2,230円	年2回（5月、10月）
新入学児童生徒学用品費等	—	47,400円	年1回（5月）
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
医療費	—	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日

- 備考
- 1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、この要綱に基づく援助費は支給しない。
 - 2 年度途中で認定を行った場合、学用品費及び通学用品費については、認定を行った月を基準に月割りで随時支給する。
 - 3 新入学児童生徒学用品費等については、支給時期を5月とあるのは前年度の3月と読み替えて支給することができる。

【改正前】
四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費
支給要綱

別表（第3条関係）

小学校

費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	11,420円	年2回（5月、10月）
通学用品費（第1学年を除く。）	—	2,230円	年2回（5月、10月）
新入学児童生徒学用品費等	—	40,600円	年1回（5月）
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
医療費	—	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日

中学校

費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	22,320円	年2回（5月、10月）
通学用品費（第1学年を除く。）	—	2,230円	年2回（5月、10月）
新入学児童生徒学用品費等	—	47,400円	年1回（5月）
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
医療費	—	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日

- 備考
- 1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、本制度での支給は行わない。
 - 2 年度途中で認定を行った場合、学用品費及び通学用品費については、認定を行った月を基準に月割りで随時支給する。
 - 3 前年度に認定を行った場合の新入学児童生徒学用品費等については、支給時期を5月とあるのは前年度の3月と読み替えて支給することができる。

【改正後】
四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費
支給要綱

別記第1号様式(第4条関係)
令和 年度 就学援助認定申請書(世帯票)

※申請者は本欄の枠内のみ記入してください。
【誓約・同意事項】
1. 申請に伴い認定された場合の四万十町からの援助費については下記の口座へ振込みを依頼します。
2. 認定事項(住民基本台帳・世帯・年金・児童扶養手当)については、関係機関の調査に同意します。
3. 必要により学校長又は学校教育委員会を委託代理人とします。
4. 学校交付金を滞りなく支払うことは、委託代理人(学校口座)へ振り込んでいただき、就学援助の対象項目の滞りなくの滞りなく支払うことを承諾します。
5. 就学援助費の滞りなくの滞りなく支払うことは、教育委員会の指示に従って返納します。
四万十町教育長 様

私は、上記について承諾し、次のとおり令和 年度就学援助費の申請をします。
令和 年 月 日 申請者(保護者) 住 所 四万十町
申請者(保護者) 氏名

現在住居	現在住居	電話(自宅)	電話(携帯)	学 年	職 業	備 考
世帯の状況	氏名	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
親	○印	氏名	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
子	○印	氏名	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
兄弟姉妹	○印	氏名	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他	○印	氏名	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

該当する「○」に必ず記入してください。
1 生活保護法による保護の交付・停止・廃止
2 市町民税の滞りなくの滞りなく支払または減免
3 個人事業税・固定資産税の滞りなくの滞りなく支払または減免
4 国民健康保険料の滞りなくの滞りなく支払または減免
5 児童扶養手当の支給(児童手当とは異なります)
6 生活福祉資金貸付制度による貸付
7 経済的な理由により援助を要する状況(世帯の滞りなくの滞りなく支払世帯世帯の滞りなくの滞りなく支払)

※1～7以外に該当する人は申請の理由を詳しくお書きください。

金融機関名 支 店 名 預金種別 口座番号 口座名義人(必ず申請者であること)
支所 普通 支所

※申請理由の1から7以外で、就学援助を必要とする場合に記入
就学援助を必要とする(認めます) (認めません) (認めません) (認めません)
年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
申請者(保護者) 氏名 校長 印 民生委員氏名 印

【改正前】
四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費
支給要綱

別記第1号様式
年度 就学援助認定申請書(世帯票)

※申請者は本欄の枠内のみ記入してください。
【誓約・同意事項】
1. 申請に伴い認定された場合の四万十町からの援助費については下記の口座へ振込みを依頼します。
2. 認定事項(住民基本台帳・世帯・年金・児童扶養手当)については、関係機関の調査に同意します。
3. 必要により学校長又は学校教育委員会を委託代理人とします。
4. 学校交付金を滞りなく支払うことは、委託代理人(学校口座)へ振り込んでいただき、就学援助の対象項目の滞りなくの滞りなく支払うことを承諾します。
5. 就学援助費の滞りなくの滞りなく支払うことは、教育委員会の指示に従って返納します。
四万十町教育長 様

私は、上記について承諾し、次のとおり令和 年度就学援助費の申請をします。
令和 年 月 日 申請者(保護者) 住 所 四万十町
申請者(保護者) 氏名

現在住居	現在住居	電話(自宅)	電話(携帯)	学 年	職 業	備 考
世帯の状況	氏名	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
親	○印	氏名	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
子	○印	氏名	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
兄弟姉妹	○印	氏名	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他	○印	氏名	生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

該当する「○」に必ず記入してください。
1 生活保護法による保護の交付・停止・廃止
2 市町民税の滞りなくの滞りなく支払または減免
3 個人事業税・固定資産税の滞りなくの滞りなく支払または減免
4 国民健康保険料の滞りなくの滞りなく支払または減免
5 児童扶養手当の支給(児童手当とは異なります)
6 生活福祉資金貸付制度による貸付
7 経済的な理由により援助を要する状況(世帯の滞りなくの滞りなく支払世帯世帯の滞りなくの滞りなく支払)

※1～7以外に該当する人は申請の理由を詳しくお書きください。

金融機関名 支 店 名 預金種別 口座番号 口座名義人(必ず申請者であること)
支所 普通 支所

※申請理由の1から7以外で、就学援助を必要とする場合に記入
就学援助を必要とする(認めます) (認めません) (認めません) (認めません)
年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日
申請者(保護者) 氏名 校長 印 民生委員氏名 印

議案第4号

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程の廃止について

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程を廃止する訓令を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和4年3月22日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程を廃止する訓令

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程（平成30年四万十町教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行し、令和4年3月1日から適用する。

【廃止の理由】

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に集約するため。

議案第5号

四万十町教育委員会社会教育関係委員の委嘱について

令和4年3月31日をもって任期満了となる社会教育関係委員を下記及び別紙のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和4年3月22日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

1. 委嘱又は任命する委員

- 1) 四万十町社会教育委員
- 2) 四万十町文化財保護審議会委員
- 3) 四万十町スポーツ推進委員
- 4) 四万十町窪川B&G海洋センター運営委員
- 5) 四万十町図書館協議会委員

2. 委員の氏名等

別紙、四万十町教育委員会社会教育関係委員名簿のとおり

3. 委嘱期間

令和4年4月1日 から 令和6年3月31日

別紙

1) 四万十町社会教育委員

四万十町社会教育委員条例（平成 18 年四万十町条例第 172 号）第 2 条に基づく委員の委嘱

	氏 名	住 所	年 齢	備 考
(1) 学校教育の 関係者	中 脇 由 美	●●●●●	●●	再任
(2) 社会教育の 関係者	谷 口 和 史	●●●●●	●●	再任
	平 野 勝 己	●●●●●	●●	再任
	八 木 敏 伸	●●●●●	●●	再任
(3) 家庭教育の 向上に資する 活動を行う者	金 子 仁	●●●●●	●●	再任
	酒 井 紀 子	●●●●●	●●	新規
(4) 学識経験の ある者	本 井 ゆ き	●●●●●	●●	再任

参 考

■ 新たに委員とする者の氏名等

住 所	●●●●●
氏 名	酒井 紀子（さかい のりこ）
生年月日	●●●●●
推薦理由	団体役員 ・ 文化的施設と育つ会とおわ 会長 ・ 四万十町連合婦人会 十和支部 ・ 元 四万十町文化的施設検討委員 ・ 元 十和地域まちづくり推進協議会 委員 「文化的施設と育つ会とおわ」や「四万十町連合婦人会」などの団体に所属し、地域住民、保護者など様々な立場で地域づくりや社会教育、文化の分野において精力的に活動されている。

四万十町社会教育委員条例（平成 18 年四万十町条例第 172 号） 抜粋

（設置）

第 1 条 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、四万十町社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（委嘱の基準）

第 2 条 委員は、次に掲げる者の中から委嘱するものとする。

- （1） 学校教育の関係者
- （2） 社会教育の関係者
- （3） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （4） 学識経験のある者

（定数）

第 3 条 委員の定数は、10 人以内とする。

（任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の事情があるときは、任期中でも委員を解職することができる。

別紙

2) 四万十町文化財保護審議会委員

四万十町文化財保護条例（平成 18 年四万十町条例第 179 号）第 48 条第 3 項に
基づく委員の委嘱

	氏 名	住 所	年 齢	備 考
学識経験を有する者	池田 十三生	●●●●●	●●	再任
	有馬 義行	●●●●●	●●	再任
	田辺 猛	●●●●●	●●	再任
	酒井 寿哉	●●●●●	●●	再任
	宮地 昌美	●●●●●	●●	再任
	伊賀 修	●●●●●	●●	再任
	横山 藍	●●●●●	●●	再任
	中津 吉弘	●●●●●	●●	再任

参 考

四万十町文化財保護条例（平成 18 年四万十町条例第 179 号） 抜粋

（設置及び任務）

第 47 条 教育委員会に、四万十町文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

3 審議会は、文化財施設の管理運営について審議し、それに必要な調査及び研究を行うものとする。

（委員等）

第 48 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

（任期）

第 49 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議を行う期間とする。

別紙

3) 四万十町スポーツ推進委員

スポーツ基本法（平成23年号外法律第78号）第32条に基づく委員の委嘱

	氏名	住所	年齢	備考
本町におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者	廣田 哲 男	●●●●●●	●●	再任
	田 邊 一 忠	●●●●●●	●●	再任
	谷 口 和 史	●●●●●●	●●	再任
	八 木 敏 伸	●●●●●●	●●	再任
	武 田 秀 義	●●●●●●	●●	再任
	山 本 俊 之	●●●●●●	●●	再任
	西 村 勝 文	●●●●●●	●●	再任
	利 岡 守	●●●●●●	●●	再任
	中 平 良 子	●●●●●●	●●	再任
	牧 野 秀 男	●●●●●●	●●	再任
	羽 方 厚 司	●●●●●●	●●	再任
	田 邊 誠 進	●●●●●●	●●	再任
	林 浩 史	●●●●●●	●●	再任
	中 平 ゆ かり	●●●●●●	●●	再任
	野 中 裕 子	●●●●●●	●●	再任
	竹 内 浩 子	●●●●●●	●●	再任
武 田 保 隆	●●●●●●	●●	再任	
松 下 知 史	●●●●●●	●●	新任	

参 考

■ 新たに委員とする者の氏名等

住 所	●●●●●
氏 名	松 下 知 史 (まつした ともふみ)
生年月日	●●●●●
推薦理由	学生時代にソフトボールと陸上部に所属しており、現在でも町内のマラソン大会や駅伝にスタッフとして参加するなど、スポーツの普及に取り組んでいる。また、大正・十和スポーツクラブの理事を務めており、四万十町のスポーツ振興に大きく貢献している。 スポーツ推進委員の後継者として、本町のスポーツ振興のために、若い積極的な行動力に期待できる人材である。

スポーツ基本法（平成 23 年号外法律第 78 号） 抜粋

（スポーツ推進委員）

第 32 条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

四万十町スポーツ推進委員に関する規則 抜粋
(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 35 号)

(職務)

第 2 条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、次の職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し、協力すること。
- (4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (6) 社会体育施設の管理運営に関し、審議し、助言を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び住民に対してスポーツに関する指導助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、四万十町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が定める。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、18 人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、同項の期間中においても委員を解嘱することができる。

3 委員は、再任されることができる。

別紙

4) 四万十町窪川B&G海洋センター運営委員

四万十町窪川B&G海洋センター管理規則（平成18年四万十町教育委員会規則第37号）第2条第3項に基づく委員の委嘱

	氏名	住所	年齢	備考
四万十町スポーツ推進委員に関する規則（平成18年四万十町規則第35号）第3条の規定により委嘱された委員（海洋センターの指定管理団体の役員及び職員を除く。）	廣田哲男	●●●●●	●●	再任
	田邊一忠	●●●●●	●●	再任
	谷口和史	●●●●●	●●	再任
	八木敏伸	●●●●●	●●	再任
	武田秀義	●●●●●	●●	再任
	山本俊之	●●●●●	●●	再任
	西村勝文	●●●●●	●●	再任
	利岡守	●●●●●	●●	再任
	中平良子	●●●●●	●●	再任
	牧野秀男	●●●●●	●●	再任
	羽方厚司	●●●●●	●●	再任
	田邊誠進	●●●●●	●●	再任
	林浩史	●●●●●	●●	再任
	中平ゆかり	●●●●●	●●	再任
野中裕子	●●●●●	●●	再任	
松下知史	●●●●●	●●	新任	

参 考

- 新たに委員とする者の氏名等 省略

四万十町窪川B&G海洋センター管理規則 抜粋
(平成18年四万十町教育委員会規則第37号)

(運営委員会)

第2条 海洋センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員18人以内で組織する。

3 委員は、四万十町スポーツ推進委員に関する規則（平成18年四万十町規則第35号）第3条の規定により委嘱された委員（海洋センターの指定管理団体の役員及び職員を除く。）をもって充てる。

4 委員の任期は、2年とする。

5 運営委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

別紙

5) 四万十町図書館協議会委員

四万十町立図書館設置条例（平成 18 年四万十町条例第 175 号）第 7 条第 2 項に
基づく委員の任命

	氏 名	住 所	年 齢	備 考
(1) 学校教育 及び社会教育 の関係者	竹村 君子	●●●●●	●●	再任
	刈谷 明子	●●●●●	●●	再任
	(小中学校長)			
(2) 家庭教育の 向上に資する 活動を行う者	金子 仁	●●●●●	●●	再任
(3) 学識経験の ある者	武内 文治	●●●●●	●●	再任

※ 小中学校長 1 名については、四万十町小中学校図書館協議会から推薦された者。

(4 月 1 日決定予定)

参 考

四万十町立図書館設置条例（平成 18 年四万十町条例第 175 号） 抜粋

（図書館協議会）

第 7 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

（1） 学校教育及び社会教育の関係者

（2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者

（3） 学識経験のある者

3 委員の定数は、5 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐するとともに会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員が職務を行うために要する費用弁償については、別に定める。

議案第6号

令和4年度四万十町教育行政方針の策定について

令和4年度四万十町教育行政方針の策定について、委員会の意見を求める。

令和4年3月22日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第7号

教育委員の辞職について

令和4年3月10日付けで、四万十町教育委員 岡 澄子 から辞職願（辞表）が提出されたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第10条及び四万十町教育委員会会議規則（平成18年四万十町教育委員会規則第2号）第33条第2項の規定により委員会の同意を求める。

令和4年3月22日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）抜粋

（辞職）

第10条 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

四万十町教育委員会会議規則（平成18年四万十町教育委員会規則第2号）抜粋

（委員の辞職）

第33条 委員が辞職しようとするときは、教育長に辞表を提出しなければならない。
2 教育長は、委員の辞表を受理したときは、会議に諮り、討論を行わないでその可否を決めなければならない。

議案第8号

令和4年4月1日付け教育委員会事務局職員人事異動について

令和4年4月1日付け教育委員会事務局職員の人事異動を別紙のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和4年3月22日 提出

四万十町教育長 山脇 光章